平成23年5月2日 東 京 都

杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

募集要項

1. 目的

本要項は、杉並区における地上部街路に関する話し合いの会の開催にあたり、地域住民の公募方法について、必要な事項を定める。

2. 募集範囲

以下の地域に在住の者を対象とする。

杉並区 井草五丁目、上井草三·四丁目、今川三·四丁目、桃井三·四丁目、善福寺一~四丁目、上荻四丁目、西荻北二~五丁目、西荻南一~三丁目、 松庵一~三丁目、宮前五丁目、久我山一,三,四丁目

3. 募集人数

募集人数は下表のとおりとする。

地域	募集人数
井草5丁目、上井草3,4丁目、今川3,4丁目	2名
桃井3, 4丁目	21
善福寺1~4丁目	2名
上荻4丁目、西荻北2~5丁目、	2名
西荻南1~3丁目、松庵1~3丁目	2名
宮前5丁目、久我山1,3,4丁目	2名

4. 周知方法

- ①杉並区報に掲載する。
- ②募集範囲内の各戸にチラシ(応募用紙)を配布する。

5. 応募方法

- ①参加希望者は、応募用紙を郵送するものとする。ただし、Fax も可とする。
- ②応募用紙は、東京都、杉並区の担当課、区民センターなどに置くとともに、都のホームページからもダウンロード可能とする。
- ③応募用紙の送付先は、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課外かく環状 道路係とする。

6. 選出方法

- ①応募者数が募集人数を上回った場合は、抽選会を実施し、話し合いの会の構成員を選出する。
- ②各地域において、応募者数が、募集人数に満たない場合でも欠員補充はしない

ものとする。

- ③抽選は、杉並区の立会いのもと、地域ごとに事務局(東京都)が実施する。なお、 応募者は抽選に立会いができることとする。
- ④抽選結果については、応募者に通知するものとする。

7. その他

この要項に定められていない事項については、募集案内(別紙)で定めるとともに、 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会設置要綱の目的を鑑み、事務局に おいて決めるものとする。